

令和5年8月21日

令和5年台風第7号による被害に係る 普通交付税(9月定例交付分)の繰上げ交付

総務省は、令和5年台風第7号により多大な被害を受けた地方公共団体に対し、地方交付税法第16条第2項の規定に基づき、9月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰り上げて交付することとしました。

1 対象団体 7団体(4市3町)

京都府	福知山市、舞鶴市、綾部市
兵庫県	香美町
鳥取県	鳥取市、八頭町、三朝町

2 繰上げ交付額

京都府	福知山市	773百万円
	舞鶴市	486百万円
	綾部市	317百万円
兵庫県	香美町	433百万円
鳥取県	鳥取市	1,630百万円
	八頭町	371百万円
	三朝町	174百万円
合計		4,184百万円

3 日程

令和5年8月21日(月) 交付決定

令和5年8月22日(火) 現金交付

<参考>

- ・ 普通交付税の定例の交付時期は、4月、6月、9月及び11月(地方交付税法第16条第1項)
- ・ 普通交付税の繰上げ交付は、災害により多大な被害を受けた地方公共団体における資金繰りを円滑にするために、定例の交付時期を繰り上げて交付するもの
- ・ 9月定例交付額の30%を交付

自治財政局財政課 青山、西林、神野
TEL 03-5253-5111(代表)
TEL 03-5253-5612(直通)